平成３０年（フ）第４５号
滋賀県栗東市安養寺２丁目５番９―206号
債務者　若新　　舞（旧姓関口・小島）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４７号
滋賀県甲賀市水口町水口5743番地３－１号
債務者　岸本　優子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４８号
滋賀県湖南市柑子袋1511番地３
債務者　巴山　茂夫
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２号
兵庫県加西市北条町東高室1161番地の１　県営加西東高室高層住宅２号棟305号
債務者　西田　梨沙
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第１６４号
福岡市早良区弥生１丁目６番19号
債務者　三宅理恵子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０１号
福岡市博多区東光寺町２丁目８番21号
債務者　清水　銀二
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０５号
福岡県福津市東福間３丁目６番９号
債務者　橋本　理香
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０８号
福岡市中央区平尾１丁目11番１―202号
債務者　古川裕里子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２１２号
福岡市城南区別府３丁目14番26―106号
債務者　田丸　信男
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２２７号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘４番502号
債務者　原田　慎也
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２３４号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番８―102号
債務者　清川　隆徳
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２３８号
福岡市早良区有田５丁目１番12号
債務者　嘉村　未人
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２４４号
福岡県宗像市青葉台２丁目47番地４
債務者　関　　愛実
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２４９号
福岡市西区石丸３丁目５番24―401号
債務者　三谷　寿喜
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２５４号
福岡市南区皿山２丁目１番51号
債務者　中尾　大輔
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２６７号
福岡市東区馬出４丁目４番17―202号
債務者　梶谷　輝雄
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２７４号
福岡市東区唐原２丁目15番７―203号
債務者　古賀　春美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２７６号
福岡市城南区東油山３丁目21番１―203号
債務者　辻山　敬之
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２７８号
福岡市西区生の松原３丁目８番312号
債務者　大長瑳知恵
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部